

第1回 真壁地区学校統合準備委員会
通学安全分科会次第

日時：令和5年3月28日（火）

午後7時より

場所：真壁伝承館 第1会議室

1 開 会

2 分科会長あいさつ

3 協議事項

（1）通学支援に関することについて

（2）その他

4 閉 会

令和4年度

第1回 真壁地区学校統合準備委員会 通学安全分科会 議事概要

日時：令和5年3月28日（火）午後7時から

場所：真壁伝承館 会議室1

(1) 通学支援に関することについて

① バスの利用について

○通学支援のバスは無料か。

⇒現在、市内の通学支援はすべて無料となっており、公平性を保ちたい。

○小学校高学年はバスに乗れないのか。

○中学生はバスに乗れないのか。

⇒学年についても、自由に提案していただきたい。

地域の実状や声をもとに市で新たに検討したい。

⇒国では、中学校の通学距離について、おおむね6km以内という基準をしている。

その基準を用いるのはどうなのかと提案をいただければ、分科会で協議を諮る。

距離の測り方についても、直線とするか道のりとするか等の検討が必要になる。

○距離基準は現在の桃山学園のルールを適用するか。

⇒変更することも可能。

○山道を通学する場合にも、直線距離で測るのか。

⇒通学路の環境や状況に応じて、道のりを基準とするという方法もある。

○通学支援の対象を、行政区ごとにしてもいいのではないか。

⇒エリアごとに指定して、同地区で差が生まれないようにしている事例がある。

通学班の集合場所から距離を測るという方法もある。

○地図に児童の分布を記載することは可能か。

○地図に行政区界を記載することは可能か。

⇒可能。児童の分布図、行政区界の入った図面を用意する。

○市バスは今後も利用できるのか。

○谷貝地区でもバスを利用することができるのか

⇒市バスの管轄は都市整備課になるが、廃止という方向にはなっていない。

谷貝地区は市バスが通っていないので、スクールバスの手配などの検討が必要。

② 桃山学園の保護者からの意見について

○現状、どんな問題が出ているのか。

⇒高学年もバスに乗せてほしい。

支援対象であっても、歩かせたいという家庭もある。

○危険箇所や事故の報告が区長に届いている。事務局では把握していないのか。

⇒桃山学園に連絡を取り話を伺う。

○保護者の声を吸い上げる方法は。

⇒何度もアンケートを取っているとまとまらない。

分科会で方向性を決めて、それに対して意見を求める。

③ 通学路の整備について

○桜川中学区のみ検討すればよいのか。

⇒バスの基準やルートが変われば、桃山学園区についても検討する必要がある。

○道路の整備を考えると、スケジュールに見直しをもつべき

⇒スケジュールに協議事項を記す。

(2) その他

① 分科会の開催について

○開催頻度は。

⇒2か月ごとを予定している。

○あらかじめ協議事項を決めておいた方が、意見が出やすいのではないか。

⇒スケジュールに協議事項を記載してお配りする。

○次回の開催日は。

⇒5月10日(水)を予定している。改めて通知する。

(1) 通学支援に関することについて

1. 通学方法について

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より

① 通学距離に関して

徒歩や自転車による通学距離としては、**小学校で4km以内**、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。

その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

② 通学時間に関して

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「**おおむね1時間以内**」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

2. 桜川市の考え方

① 通学距離に関して

通学範囲については、児童の自宅から学校までの通学距離を元に判断する。支援を適用する通学距離は国で示す基準4kmに対し、以下に示す基準の通りとする。

桜川市の通学支援適用の基準

- | | |
|--------------|------------------------------|
| • 低学年（1～3年生） | 3km |
| | （地図上の直線距離2.5kmを通学距離3kmと見なす※） |
| • 高学年（4～6年生） | 4km |
| | （地図上の直線距離3.5kmを通学距離4kmと見なす※） |
- ※通学路は通常直線ではないため、500mを減じた距離で判断する。

地図上では基準を満たしていなくても、実際の通学距離が3kmを超えることが明らかである場合、支援を適用することができる。

② 支援方法

通学支援の方法については、できる限り公共交通機関を活用することとする。公共交通機関の利用が困難な地区においては、個別に代替手段を検討・準備するものとする。

主な市内公共交通機関の例

- ・桜川市バス
- ・デマンドタクシー
- ・その他、必要に応じて今後整備される交通機関

③ 運行料金

通学支援にかかる運行料金の費用は、基準内であればその全額を桜川市が負担する。

距離	2. 5 km未満	2. 5 km以上	3. 5 km以上
小学校1～3年生	乗車不可	無料	無料
小学校4～6年生	乗車不可	乗車不可	無料

3. 他市町の状況

① 笠間市の場合

距離	3 km未満	3～4 km	4 km以上
小学校1年生	乗車不可	無料	無料
小学校2年生	乗車不可	1,500 円/月	無料
小学校3年生	乗車不可	2,000 円/月	無料
小学校4年生以上	乗車不可	3,000 円/月	無料

② 行方市の場合

学年問わず	距離にかかわらず 3,000 円/月
-------	--------------------

③ 茨城町

	3 km未満	3 km以上
学年問わず	乗車不可	3,000 円/月

④ 石岡市

	地区指定（近隣）	地区指定（遠距離）
学年問わず	3,000 円/月	2,000 円/月

⑤大子町（だいが小学校）

	旧大子小学校区	地区指定（遠距離）
学年問わず	乗車不可	無料

※一部路線バスを活用

⑥利根町（布川小学校）

	3km 未満	3km 以上
学年問わず	乗車不可	無料

※福祉バスと併用

⑦常陸大宮市（御前山小学校）

	2km 未満	2km 以上
学年問わず	乗車不可	無料

4. 現在の桃山学園の通学支援者数

R4

通学支援対象者数

バス	1年	2年	3年	4年	5年	6年	距離計
2.5km～3.49km	5	6	8				19
3.5km～	3	2	2	4	4	5	20
学年計	8	8	10	4	4	5	39

5. 決定手順について

通学安全分科会で決定 ⇒ 全体会へ報告 ⇒ 全体会で承認 ⇒ 事務局へ提出 ⇒ 教育委員会へ報告 ⇒ 議会へ報告 ⇒ 条例案の作成 ⇒ 教育委員会承認 ⇒ 議会承認 ⇒ 決定

(2) その他

【桃山学園の通学支援の範囲】

低学年（1～3学年）：学校の正門から自宅までの直線距離が2.5km以上。
高学年（4～6学年）： // 3.5km以上。

